

住宅は倒壊しても命を守るため

たいしん 耐震シェルター設置 への補助も！

※耐震シェルター設置後でも、住宅全体を耐震化する耐震補強工事の補助は受けられます。
実施の有無、補助制度や募集時期が市町で異なるほか、予算には限りがありますので、詳しくはお住まいの市町へお問い合わせください。

耐震モデルルーム

三重県木造住宅耐震促進協議会では、耐震改修工法を実物で見ることができるモデルルームを松阪市内で公開しています。（要予約）

詳しくは三重県木造住宅耐震促進協議会までお問い合わせください。

TEL 059-246-7131

（壁の補強例） （天井・小屋組みの補強例）



かぐ こてい
家具類もしっかりと固定しましょう
地震の揺れで家具類が倒れると、けがをしたり避難経路をふさがれたりすることがあります。
家具類の転倒防止対策を行いましょう。



お問い合わせ先

市名	担当部署名	電話番号	町名	担当部署名	電話番号
桑名市	都市計画課	0594-24-1295	木曽岬町	建設課	0567-68-6106
いなべ市	住宅課	0594-86-7809	東員町	建設課	0594-86-2809
四日市市	建築指導課	059-354-8206	菰野町	都市整備課	059-391-1141
鈴鹿市	建築指導課	059-382-9048	朝日町	産業建設課	059-377-5658
亀山市	建築住宅課	0595-84-5038	川越町	産業建設課	059-366-7117
津市	建築指導課	059-229-3187	多気町	環境生活課	0598-38-1152
松阪市	防災対策課	0598-53-4034	明和町	生活環境課	0596-52-7117
伊勢市	住宅政策課	0596-21-5596	大台町	総務課	0598-82-3781
鳥羽市	建設課	0599-25-1172	玉城町	建設課	0596-58-8205
志摩市	営繕課	0599-44-0306	度会町	建設課	0596-62-2420
伊賀市	住宅課	0595-22-9737	大紀町	防災安全課	0598-73-3318
名張市	住宅室	0595-63-7740	南伊勢町	防災安全課	0599-66-1704
尾鷲市	建設課	0597-23-8243	紀北町	建設課	0597-46-3120
熊野市	防災対策推進課	0597-89-4111	御浜町	建設課	05979-3-0521
※耐震シェルターの担当部署は異なる場合があります。			紀宝町	防災対策課	0735-33-0335

団体名	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 三重県木造住宅耐震促進協議会	〒514-0037 津市東古河町 8-17	059-246-7131
（耐震診断実施区域）大紀町を除く県内全域		
特定非営利活動法人 安心なまちづくりの会	〒519-3204 紀北町東長島 429-4	090-4119-9971 0597-47-3895
（耐震診断実施区域）尾鷲市、大紀町、紀北町		

県名	担当部署名	所在地	電話番号
三重県	県土整備部住宅政策課（耐震診断等）	〒514-8570 津市広明町 13	059-224-2720
	防災対策部地域防災推進課（耐震シェルター）		059-224-2185

「耐震改修設計を
やってみよう！」
と思われましたら、
耐震診断を実施した
団体まで是非
ご連絡ください！

たいしんしんだんけっか ほうこく 耐震診断結果のご報告

このたびは耐震診断をお受けいただき、ありがとうございました

【診断により】

- ① 地震に対して住宅が耐える力
 - ② 各部の構造（屋根・壁・床の仕様）
 - ③ 各部の劣化や状態等 について
- 慎重に調査を行い、第三者の確認も受けたところ...



ひつよう たいしんせいいう み
残念ながら、必要な耐震性能を満たしていないことがわかりました

このままでは、大きな地震がくると...

住宅が倒壊してしまい...

家屋等の
したじ
下敷きになり
ふしょう
負傷する
おそれがある

地震による
かさい つなみ
火災や津波から
に
逃げられなくなる
おそれがある

そこで...

大地震が起きても
大切な生命・財産を守れるよう
じゅうたく たいしんかいしゅう
住宅の耐震改修を
けんとう
ご検討ください！

地震被害と評点の関係

地震のときに受けるであろう被害の大きさは、地震の大きさと評点の関係から決まります。この関係を示したのが下の耐震改修チャートです。

表の中の数字はその住宅の評点を表しています。評点が高くなるほど同じ地震に対する被害の程度が軽くなっていくことがわかるでしょう。0.3きざみの粗い間隔でしか示していませんが、評点が意味する住宅の強さがある程度ご理解いただけたと思います。

【耐震改修チャート】

震度被害	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			この数値が 評点です
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	0.7 1.0	1.3
倒壊			0.4	0.4	1.0 0.4 0.7

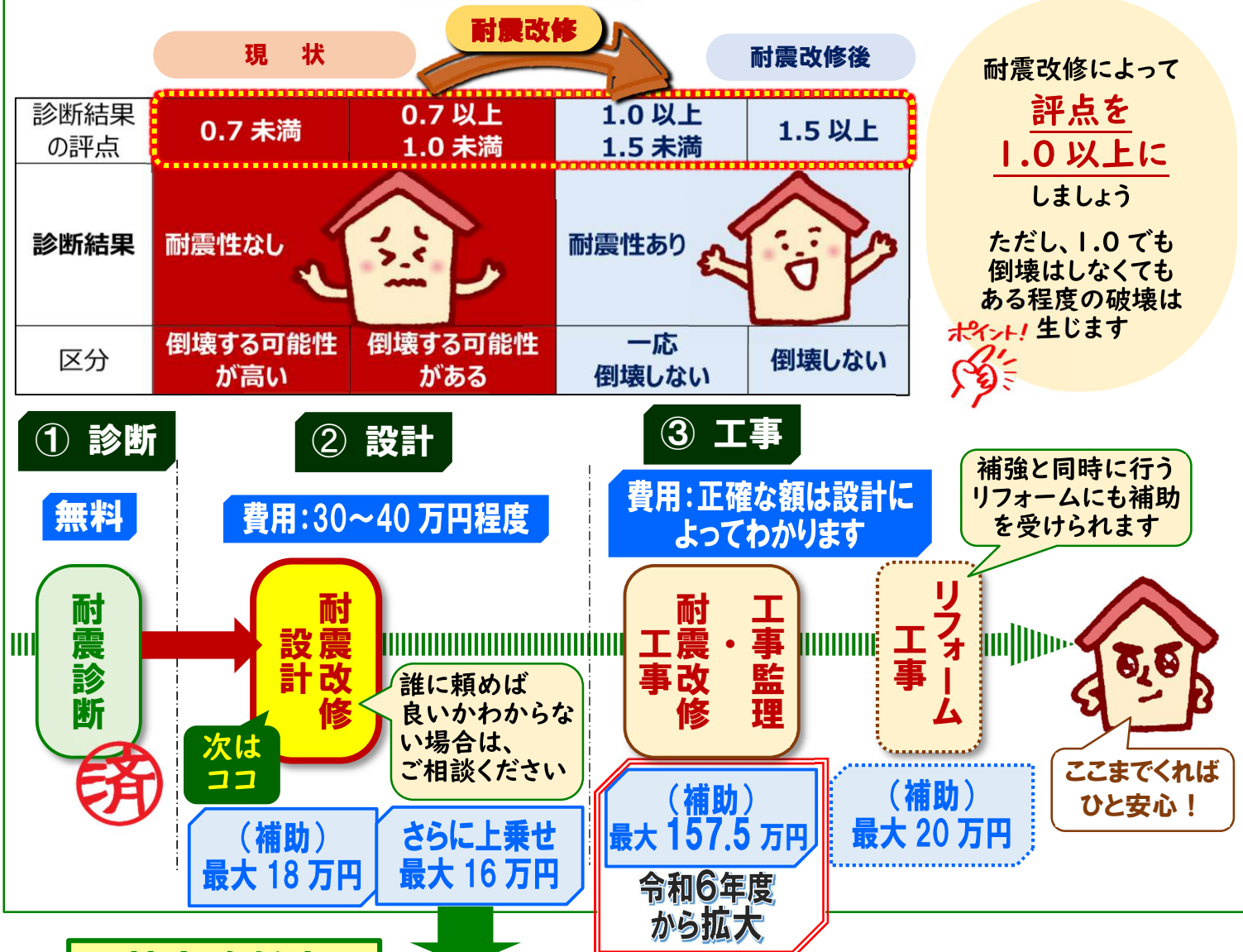
（出典）「木造住宅の耐震リフォーム（改訂版 2016.1）」

監修・制作：名古屋工業大学 建築・デザイン工学科 井戸田研究室

	被害の様子	修復の可能性と被害状況
無被害		ほぼ無被害 ● 仕上のモルタル、漆喰などに軽微なひび割れが発生する場合がある ● 壁紙にしわが寄ることがある 変形 1cm以下
小破		継続使用可・軽微な補修要 ● 部分的なタイルの剥離 ● 窓周辺のモルタルなどにひび割れ ● 壁紙の部分的破損 ● 瓦のずれ、部分的落下 変形 1～5cm
中破		多くの場合避難生活 かなりの修復費用が発生 ● 外壁の剥離、脱落 ● 窓、扉の開閉不具合 ● 内装仕上の剥離 変形 5～10cm
大破		避難生活・修復困難 ● 内外装の激しい剥落 ● 大きな柱の傾き ● 窓、扉の損壊 ● 余震による倒壊の可能性 変形 10cm以上
倒壊		命を落とす危険性大 ● 室内空間がなくなる ● 近隣への影響大 ● 火災発生の可能性大

※ 変形 揺れているときに家全体が横方向に変形した大きさを意味します。

耐震化までの道のり・補助制度



精密診断法

精密診断法によって補強設計を行った場合は補助金が上乗せされて最大 34 万円の補助が受けられます
※ 上乗せ補助を行っていない市町もあります

診断法とは？

耐震診断の方法には一般診断法と精密診断法があります。
一般診断法は、原則として内外装をはがしたりしないで、非破壊による調査で分かる範囲の情報で診断しますので、評点のばらつきが大きく厳しい側の結果となります。

精密診断法で設計するとどうなるの？

精密診断法では、壁や天井を一部はがしたりして内部を確認することでより正確に調査を実施します。本当に必要な補強箇所が分かるので、合理的な補強が可能で改修工事の費用を抑えることに繋がります。

壁や天井などを破壊されるの？

正確な調査のために、外装材を引きはがしたり、天井を開けたりします。
一時的にはがしたりした箇所は、後に点検口にしたり補修されます。
補強が想定される箇所は、後に工事で引き剥がされますので、工事までは簡易な補修のままとすることもあります。
※調査の前に設計士さんと打合せしてください。

※診断ソフトによっては精密診断を行う対象住宅の階数などが限定されている場合があります。設計士さんにご確認ください。

見栄えはともかく工事費を安く抑えたいのか、予算はかけても収まり良くしたいのか、設計士さんに相談しよう

耐震改修費用について

耐震改修の概算工事費用は、診断報告書に記載されています

ただし、概算工事費用は ① 耐震改修以外のリフォーム工事等は含まれていません
② 記載の金額は従来の一般的な補強工法による費用です

住宅の状態・形状等によりますが、新しい工法『低コスト工法』の採用によって、工事費が安くなることが期待できます！

低コスト工法

新築で用いられる工法は、補強壁を土台から梁まで釘で取り付けます。この工法を耐震改修工事で使おうとすると、床と天井を壊さなくてはなりません。そこで、低コスト工法では、床と天井の間だけに補強壁を取り付けることで、床と天井を壊さずに工事ができます。しかし、補強壁が梁と土台に届いていないため、新築の工法に比べ、強度は少し弱くなります。これまではどれだけ弱いのか分かっていなかったため、耐震改修工事で使うことができませんでした。

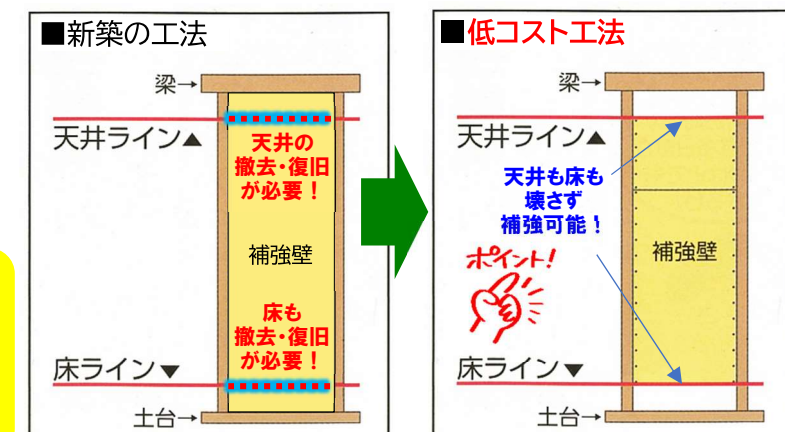
そこで、実験をしてどれくらいの強度なのかを調べると、新築の工法の約8割の強度があることが分かりました。一方、工事費は新築の方法に比べると 1/2~1/3 の費用で済みます。この低コスト工法を2か所取り付けても、工事費は新築の工法1か所よりも安く、強度は約 1.6 倍得ることができます。これが、低コスト工法の魅力です。

低コスト工法は実験で強度を確認した信頼できる工法です。低コスト工法が使える設計士さんと一緒に安心な日々を手にいれてください。



名古屋工業大学大学院
教授 井戸田 秀樹 氏

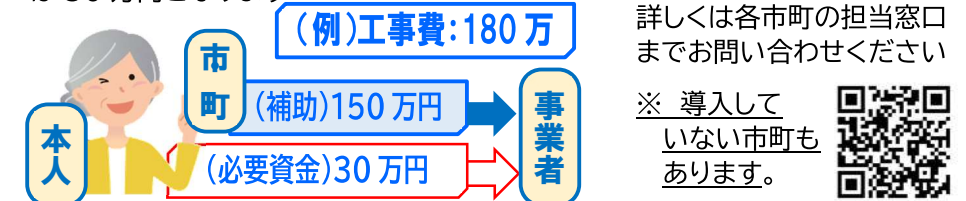
低コスト工法を活用可能な設計者は県のホームページでご確認いただけます



代理受領制度

補助金の申請や受領を本人に代わって事業者が行うことができる制度です。
補助金分のお金を一時的にもご用意頂く必要がありません。

たとえば、工事費が 180 万円の場合、通常は一旦本人が全額支払う必要がありますが、この制度では補助金は直接事業者を支払われるため、本人の必要資金は 30 万円となります



融資制度

住宅金融支援機構等では、耐震改修工事に対する融資を行っています。
融資を受けるためには、各種条件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
TEL 0120-0860-35



耐震改修促進税制

工事を行った住宅の固定資産税(120 m²相当分までに限る)が翌年分より 1 年間、1/2 減額されます。
(申告期間) 工事完了後3ヶ月以内に市町へ申告してください。
(要件等)
適用期限 令和8年3月31日末まで
家屋の適用要件 昭和 57 年1月1日以前から所在する住宅であること
改修工事の要件 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
工事費の要件 耐震改修費用が 50 万円超であること